

公 募 公 告

令和5年10月23日

第八管区海上保安本部総務部長 山本 享

下記のとおり、公告に付する。

記

1 公募に付する事項

(1) 業務名

舞鶴港湾合同庁舎（第八管区海上保安本部）内における清涼飲料水等の販売営業

(2) 業務内容

舞鶴港湾合同庁舎（第八管区海上保安本部）内において、以下の自動販売機を設置し、清涼飲料水等の販売を行う。

清涼飲料水（ペットボトル等） 1台 ……1事業者

清涼飲料水（紙コップ） 1台 ……1事業者

ただし、1事業者において、それぞれの自動販売機ごとに応募することもできる。

(3) 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

ただし、必要に応じ、5年を超えない範囲で下記3による国有財産の使用許可期限を毎年更新し、業務を行うことができる。

2 設置場所

京都府舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎1階

3 国有財産の使用許可

業務を行う者は、国有財産部局長 第八管区海上保安本部長 筒井 直樹に対し、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、設置する自動販売機及びゴミ箱の面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

4 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(3) 国税及び地方税を完納していること。

(4) 経営の状況または信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

5 応募手続等

(1) 担当部局

〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901

第八管区海上保安本部総務部厚生課

電話 0773-76-4100 (内線2151)

FAX 0773-76-4103

(2) 提案要領（説明書）の交付

公募に参加を希望する者は、提案要領（説明書）の交付を受けること。

イ 期間 令和5年10月23日（月）から令和5年11月7日（火）まで

ロ 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

ハ 場所 上記（1）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和5年11月10日（金）午後5時00分までに、上記（1）に郵送もしくは持参の上提出すること。

営業業者決定 令和6年1月末（予定）

6 留意事項

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(3) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(4) 特定した提案内容は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42条）に基づく開示請求があった場合、行政機関が取得した文書として、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについては、開示対象となる場合がある。

(5) 特定された者は、企画競争の結果、唯一最適な者として特定されただけであり、上記3の国有財産の使用を許可されたものではない。

(6) 当要領に記載のない事項及び細部については、必要の都度協議する。